

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

65歳になったとき…

老 齢 基 礎 年 金

◇令和2年度 年金額(満額) = 年額781,700円(月額65,141円)

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

厚生年金保険の被保険者の期間と合わせて受給資格期間が10年(120月)以上ある方は、老齢基礎年金を受け取ることができますが、受給資格期間と免除期間などにより、上記の満額より年金額が少なくなります。

お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。

もしも、一家の働き手に先立たれたら…

遺 族 基 礎 年 金

- 子のある配偶者が受け取るとき 781,700円+(子の加算額)
- 子が受け取るとき(次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります)
781,700円+(2人目以降の子の加算額)

※1人目および2人目以降の子の加算額…1人につき 224,900円

3人目以降の子の加算額……………1人につき 75,000円

国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。

遺族基礎年金の支払いは、子が18歳(子に障害がある場合は20歳)に到達する年度の末日までです。

もしも、病気やケガで障害が残ったら…

障 害 基 礎 年 金

◇令和2年度 年金額

- 1級障害 977,125円
- 2級障害 781,700円

国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。

障害基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間と金額に一定の要件があります。

20歳前に障害となった場合は、20歳になったときに請求ができます。この場合本人の所得によって支給制限があります。

※年金額は毎年度変わります。

※保険料を納めることが困難な場合、保険料の免除制度があります。特に、退職(失業)された場合は、失業特例が適用されます。

年金を受けている方が所在不明になったときはお届けが必要です

1月以上所在不明になったとき

- 年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を速やかに行う必要があります。
- お届けいただいた後、受給権者ご本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時的に止まります。
- 年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになったときは、年金のお受け取りを再開するための手続きが必要になります。

お問い合わせは岡谷年金事務所までお願いします。